

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	オノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	オノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	41,000千円 H15.3.5まで	H14.3.6 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H14.12.19 441号
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画を実施するために必要な1.クーラクション棟、電気・電子工学棟の一部及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	536,000千円 H15.3.5まで	H14.3.6 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H14.12.24 451号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシアの経済改善努力推進及び債務問題を含むインドネシアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	3,000,000千円 H15.3.31まで	H14.3.6 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H15.1.20 11号
インドネシア	食糧増産援助に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資及びその輸送に必要な役務の供与	1,200,000千円 H15.3.31まで	H14.4.25 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H15.4.17 101号
インドネシア	インドネシア共和国の地方分権化研究計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシア共和国の地方分権化研究計画を実施するために必要な研究者が研究活動を行うために必要な経費及び役務の供与	117,000千円 H15.3.31まで	H14.4.25 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H15.4.17 103号
インドネシア	インドネシア・テレビ公社 (TVRI) ジャカルタ局報道部放送設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシア・テレビ公社 (TVRI) ジャカルタ局報道部放送設備整備計画を実施するために必要な1.機材及びその据付けに必要な役務の供与 2.上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1の機材の操作指導に必要な役務の供与	539,000千円 H15.3.31まで	H14.4.25 ジャカルタで (同日)	日本側 堂道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヲカリム・ウアイビソノ外務省対外経済関係総局長	H15.4.17 104号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

インドネシアとの無償資金協力取極一覧

インドネシアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名捺印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	クオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	クオノギリ多目的ダム貯水池堆砂緊急対策計画の実施するために必要な 1.取水口の補修及び浚渫に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	718,000千円 (H14年度 217,000千円) H15.3.31まで (H15年度 501,000千円) H16.3.31まで	H14.7.5 ジャカルタで (同日)	日本側 豊道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヤカリム・ウアイビソノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H15.7.2 211号
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	スラバヤ電子工学ポリテクニク拡充計画を実施するために必要な 1.管理・図書・教室棟、電気・電子工学棟の一部、情報工学科、通信工学科及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,286,000千円 H15.3.31まで	H14.7.5 ジャカルタで (同日)	日本側 豊道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヤカリム・ウアイビソノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H15.7.3 224号
インドネシア	スラウェシ島地方水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	要な 1.水道施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.資材及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4.上記1の施設運営指導に必要な役務の供与	864,000千円 H15.3.31まで	H14.7.5 ジャカルタで (同日)	日本側 豊道秀明在インドネシア臨時代理大使 インドネシア側 ヤカリム・ウアイビソノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H15.10.2 360号
インドネシア	パルチマデアイア訓練センター訓練機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	実施するために必要な 1.機材及びその調達に必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	590,000千円 H15.3.31まで	H14.9.25 ジャカルタで (同日)	日本側 飯村豊在インドネシア大使 インドネシア側 ヤカリム・ウアイビソノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H15.12.19 491号
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むインドネシアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	2,500,000千円 -----	H14.10.25 ジャカルタで (同日)	日本側 飯村豊在インドネシア大使 インドネシア側 バリ・モニアオ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長代理	H15.12.19 492号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
インドネシア	中央及び北スラウェシ州橋梁 ^{2,3} 改修計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	中央及び北スラウェシ州橋梁 ^{2,3} 改修計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	61,000千円 H15.11.18まで	H14.11.19 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在インドネシア大使 インドネシア側 マカリム・ウアイビシノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H16.2.10 46号
インドネシア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	270,000千円 H15.11.18まで	H14.11.19 ジャヤカル タで (同日)	日本側 シア大使 インドネシア側 マカリム・ウアイビシノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H16.2.10 47号
インドネシア	第二次インドネシア共和国の地方分権化研究計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	第二次インドネシア共和国の地方分権化研究計画を実施するために必要な研究者が研究活動を行うために必要な経費及び役務の供与	93,000千円 H16.3.13まで	H15.3.14 ジャヤカル タで (同日)	日本側 シア大使 インドネシア側 マカリム・ウアイビシノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H16.1.28 33号
インドネシア	中央及び北スラウェシ州橋梁 ^{2,3} 改修計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	中央及び北スラウェシ州橋梁 ^{2,3} 改修計画を実施するために必要な1. 中央及び北スラウェシにおける橋梁建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 資機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,046,000千円 (H15年度 131,000千円) H16.3.31まで (H16年度 675,000千円) H17.3.31まで (H17年度 240,000千円) H18.3.31まで	H15.5.29 ジャヤカル タで (同日)	日本側 飯村豊在インドネシア大使 インドネシア側 スジャヤトナ・バルノハデアイニングラット外務省次官	H16.7.21 363号
インドネシア	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	72,000千円 H16.3.31まで	H15.8.8 ジャヤカル タで (同日)	日本側 シア大使 インドネシア側 マカリム・ウアイビシノ外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長	H16.7.21 365号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

インドネシアとの無償資金協力取極一覧

インドネシアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (前掲経印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
インドネシア	インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むインドネシアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を円滑にする生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	2,500,000千円 -----	H15.11.5 ジャカル タで (同日)	日本側 飯村豊在インドネ シア大使 インドネシア側 スジャヤ ナン・パルノハデアイニ グラット外務省次官	H16. 7.21 368号
インドネシア	インドネシア国営テレビ(TVRI)→カッサル放送局放送設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文	インドネシア国営テレビ(TVRI)→カッサル放送局放送設備整備計画を実施するために必要な送局施設整備器材及びその輸送に必要な役務の供与 1. 機械及びその輸送に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の操作指導に必要な役務の供与	459,000千円 H16.11.4まで	H15.11.5 ジャカル タで (同日)	日本側 飯村豊在インドネ シア大使 インドネシア側 スジャヤ ナン・パルノハデアイニ グラット外務省次官	H16. 8.11 448号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。